

## 豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の一部改正に伴い、保険料率を改定するほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う保険料の賦課限度額及び低所得者の保険料減額を判定する所得基準を改定する。あわせて令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の導入に伴う「子ども・子育て支援納付金」の賦課に係る所要の規定整備を行う。

### 2 改正内容

豊島区国民健康保険条例を以下の通り改正する。

項 目	内 容	条 番 号
(1) 保険料率及び賦課限度額の改定	表1の通り	第15条、第15条の4、 第15条の8、第15条の11、 第15条の12、第16条の3、 第16条の4、第16条の5
(2) 子ども・子育て支援納付金賦課額の新設	表1の通り	第14条の2、第14条の3、 第16条の6、第16条の7、 第16条の8、第16条の9、 第16条の10、第18条の2、 第19条、第19条の3、 第19条の4、第19条の5、 第19条の6
(3) 低所得者の保険料（均等割額）減額を判定する所得基準の改定	表2の通り	第19条の2

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 4 子ども・子育て支援金制度

#### (1) 制度の趣旨

少子化対策の根本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度に創設される。（令和10年度にかけて段階的に構築）。

## (2) 制度の概要

- ・ 政府は児童手当などの支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。
- ・ 子ども・子育て支援金は、児童手当など法律で定めた子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるもので、医療保険料と区分された仕組みである。
- ・ 子ども・子育て支援金の法的性格は保険料として整理され、医療保険者は支援金に係る料率を設定する（令和8年度から賦課・徴収を開始）。

## (3) 18歳未満被保険者の均等割軽減

- ・ 制度の趣旨を踏まえ子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満の均等割額を10割軽減する。
- ・ 18歳未満分の減額分は、18歳以上の被保険者全員が按分して負担する。

## (4) 根拠法令

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月12日法律第47号）

表1 保険料率等の改定

保険料区分		現行	改正(案)	
基礎分	所得割率	7.71%	7.51%	
	均等割額	47,300円	47,600円	
	(下段は未就学児)	(23,650円)	(23,800円)	
	低所得世帯 均等割額 【減額後】  (下段は 未就学児)	7割減	14,190円	14,280円
			(7,095円)	(7,140円)
		5割減	23,650円	23,800円
			(11,825円)	(11,900円)
	2割減	37,840円	38,080円	
		(18,920円)	(19,040円)	
賦課限度額	66万円	67万円		
【豊島区】1人当たり保険料(年間)	99,900円	98,945円		
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.69%	2.80%	
	均等割額	16,800円	17,600円	
	(下段は未就学児)	(8,400円)	(8,800円)	
	低所得世帯 均等割額 【減額後】  (下段は 未就学児)	7割減	5,040円	5,280円
			(2,520円)	(2,640円)
		5割減	8,400円	8,800円
			(4,200円)	(4,400円)
	2割減	13,440円	14,080円	
		(6,720円)	(7,040円)	
賦課限度額	26万円			
【豊島区】1人当たり保険料(年間)	37,537円	38,716円		
介護 納付金分	所得割	2.25%	2.43%	
	均等割	16,600円	17,800円	
	低所得世帯 均等割額 【減額後】	7割減	4,980円	5,340円
		5割減	8,300円	8,900円
		2割減	13,280円	14,240円
	賦課限度額	17万円		
【豊島区】1人当たり保険料(年間)	38,926円	42,034円		
子ども・子 育て支援納 付金分	所得割	-	0.27%	
	均等割	-	1,800円	
	(下段は18歳以上加算額)	-	73円	
	18歳以上 低所得世帯 均等割額 【減額後】	7割減	-	561円
		5割減	-	936円
		2割減	-	1,498円
	18歳未満均等割額 【減額後】	10割減	-	0円
	賦課限度額	-	3万円	
【豊島区】1人当たり保険料(年間)	0円	4,000円		
合計	【豊島区】1人当たり保険料(年間)	176,363円	183,695円	

表2 低所得者の保険料(均等割額)減額を判定する所得基準の改定

区分	現行	改正(案)
7割減額 基準額	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	(改正なし)
5割減額 基準額	43万円+30.5万円×被保険者等の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <b>31万円</b> ×被保険者等の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割減額 基準額	43万円+56万円×被保険者等の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <b>57万円</b> ×被保険者等の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

《 参考 》

- ・ 1人当たり保険料額(特別区)

令和7年度 192,238円 ⇒ 令和8年度 202,283円 (前年度比5.23%増)

総額151億円の特別区独自の負担抑制策を講じ、1人当たり保険料を11,488円抑制

- ・ 保険料の主な変動要因

子ども・子育て支援納付金の創設	(+3.6%)
1人当たり医療費の増(診療報酬改定)	(+2.6%)
介護納付金の増	(+2.3%)
後期高齢者支援金の増	(+1.5%)
特別区独自の負担抑制策の段階的縮小	(+1.0%)
出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金の廃止	(+0.6%)
国・都公費の増	(△6.4%)

## 5 保険料率等の算定に関する特別区の考え方

### (1) 国保制度の広域化に伴う特別区の対応方針

将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する。

ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可とする。

### (2) 特別区独自の負担抑制策

#### ① 特別区独自の激変緩和措置

平成 30 年度の国保制度改革に伴う激変緩和措置として、都に支払う納付金全額(100%)ではなく、初年度の平成 30 年度は 94%を賦課総額に組み入れ、以後 6 年間を目途に原則 1%ずつ引き上げ、令和 6 年度で算入割合を 100%とするとした。

しかしその間、新型コロナウイルス感染症の影響により医療費が急増したことから、引き上げを 2 年間据え置いたため、令和 6 年度の算入割合を 98%、7 年度を 99%とし、8 年度に激変緩和措置は終了する。

#### ② 収納率の割戻し未実施

保険料の未納発生を考慮した収納率の割戻しを行わないことにより、負担抑制している。当面は収納率の割戻しを行わず、東京都が都内保険料水準を完全統一するタイミングでの実施を想定している。

### (3) 法定外繰入の解消・縮減

「①特別区独自の激変緩和措置」による、賦課総額への算入割合の段階的引き上げにより、法定外繰入金を削減してきた。また、この間、特別区の収納率が上昇したことも、法定外繰入の削減に寄与した。

今後も収納率上昇を図るとともに、将来の「都内保険料水準統一」「法定外繰入の解消」を念頭に、「②収納率の割戻し未実施」により発生している法定外繰入の削減を図ることが、次の課題となる。

豊島区の保険料率等は、特別区の対応方針に基づき、特別区共通基準を採用する。

## 6 特別区の基準保険料率等 及び負担抑制額の推移

表3 特別区の基準保険料率等の推移

基準保険料率等		8年度	7年度	6年度	5年度	4年度
所得 割 率	基礎分	7.51%	7.71%	8.69%	7.17%	7.16%
	後期支援金分	2.80%	2.69%	2.80%	2.42%	2.28%
	介護納付金分	2.43%	2.25%	2.36%	(2.24%※)	(2.31%※)
	子ども子育て支援金分	0.27%	—	—	—	—
	合計	13.01%	12.65%	13.85%	11.83%	11.75%
均 等 割 額	基礎分	47,600円	47,300円	49,100円	45,000円	42,100円
	後期支援金分	17,600円	16,800円	16,500円	15,100円	13,200円
	介護納付金分	17,800円	16,600円	16,500円	16,200円	16,600円
	子ども子育て支援金分	1,800円	—	—	—	—
	合計	84,800円	80,700円	82,100円	76,300円	71,900円
1 人 当 た り 保 険 料	基礎分	113,337円	112,646円	117,124円	107,348円	100,322円
	後期支援金分	42,110円	40,027円	39,396円	36,015円	31,491円
	介護納付金分	42,609円	39,565円	39,499円	38,808円	39,567円
	子ども子育て支援金分	4,227円	—	—	—	—
	合計	202,283円	192,238円	196,019円	182,171円	171,380円
	前年度比・金額	+10,045円	△3,781円	+13,848円	+10,791円	+5,512円
	前年度比・率	+5.2%	△1.9%	+7.6%	+6.3%	+3.3%

※介護納付金の所得割率は令和5年度まで共通基準を設定していなかったため、豊島区の料率を記載

表4 特別区(豊島区)の負担抑制額の推移

下段 ( ) の額は豊島区の額

負担抑制策		8年度	7年度	6年度	5年度	4年度
①	激変緩和措置 算入割合	100%	99%	98%	97.3%	97.3%
	激変緩和による 負担抑制	—	31億円 (1.1億円)	65億円 (2.3億円)	87億円 (3.0億円)	82億円
コロナ影響分の負担抑制		—	—	103億円 (3.7億円)	157億円 (5.5億円)	106億円
②	収納率割戻し未実施 による負担抑制	151億円 (4.1億円)	127億円 (3.3億円)	135億円 (4.4億円)	102億円 (2.2億円)	未算出
負担抑制額合計		151億円 (4.1億円)	158億円 (4.4億円)	303億円 (10.4億円)	346億円 (10.7億円)	
1人当たり保険料抑制額		11,485円 (7,070円)	11,657円 (8,065円)	21,592円 (19,258円)	23,640円 (19,487円)	

## 7 令和8年度 収入別・世帯構成別の保険料試算(モデルケースによる試算)

※年金収入153万円及び給与収入108万円は、均等割のみが賦課される世帯における収入の上限

### I 年金受給者(65歳以上) 1人世帯

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和7年度保険料	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259
②令和8年度保険料	20,121	20,121	103,384	222,599	309,883	398,755	488,685	578,615	671,719	772,229
前年度差 ②-①	891	891	3,224	5,619	7,104	8,616	10,146	11,676	13,260	14,970
均等割減額	7割減	7割減	2割減							

### II 年金受給者(65歳以上) 2人世帯

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和7年度保険料	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359
②令和8年度保険料	40,243	40,243	116,799	289,672	376,956	465,828	555,758	645,688	738,792	839,302
前年度差 ②-①	1,783	1,783	3,819	8,592	10,077	11,589	13,119	14,649	16,233	17,943
均等割減額	7割減	7割減	5割減							

### III 給与所得者(65歳未満) 1人世帯 (介護1名該当)

年 収	100万円	※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和7年度保険料	42,880	53,000	193,285	281,835	375,445	476,645	577,845	684,105	797,955	918,130
②令和8年度保険料	25,461	25,461	200,662	291,732	388,006	492,086	596,166	705,450	822,540	937,469
前年度差 ②-①	△ 17,419	△ 27,539	7,377	9,897	12,561	15,441	18,321	21,345	24,585	19,339
均等割減額	①5割減 ②7割減	①5割減 ②7割減								

### IV 給与所得者(65歳未満) 2人世帯 (介護2名該当)

年 収	100万円	※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和7年度保険料	83,230	93,350	241,705	362,535	456,145	557,345	658,545	764,805	878,655	986,680
②令和8年度保険料	50,923	50,923	251,585	376,605	472,879	576,959	681,039	790,323	904,032	1,004,542
前年度差 ②-①	△ 32,307	△ 42,427	9,880	14,070	16,734	19,614	22,494	25,518	25,377	17,862
均等割減額	①5割減 ②7割減	①5割減 ②7割減	2割減							

### V 給与所得者(65歳未満) 3人世帯 (介護2名該当、就学から18歳までの子ども1名)

年 収	100万円	※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和7年度保険料	115,280	125,400	225,335	381,535	520,245	621,445	722,645	828,905	942,755	1,045,580
②令和8年度保険料	70,483	70,483	233,262	394,815	538,079	642,159	746,239	855,523	969,232	1,064,452
前年度差 ②-①	△ 44,797	△ 54,917	7,927	13,280	17,834	20,714	23,594	26,618	26,477	18,872
均等割減額	①5割減 ②7割減	①5割減 ②7割減	5割減	2割減						

### VI 給与所得者(65歳未満) 4人世帯 (介護2名該当、就学から18歳までの子ども2名)

年 収	100万円	※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和7年度保険料	147,330	157,450	257,385	432,815	584,345	685,545	786,745	893,005	1,006,855	1,073,933
②令和8年度保険料	90,043	90,043	265,862	446,975	603,279	707,359	811,439	920,723	1,034,432	1,115,845
前年度差 ②-①	△ 57,287	△ 67,407	8,477	14,160	18,934	21,814	24,694	27,718	27,577	41,912
均等割減額	①5割減 ②7割減	①5割減 ②7割減	5割減	2割減						